

報告第1号 平成31年度会務運営及び事業執行報告の件

本年度は、新天皇即位による祝賀ムードと、それに伴う平成から令和への改元による若干の混乱にはじまり、終盤は世界で猛威を振るう新型コロナウイルスに対する恐怖と、それによる社会崩壊の危機感、先の見えない不安感が日本全体を覆う状況となった。そのような中、司法書士の使命を果たすべく精力的に様々な事業を行い、時機に応じて会長声明や要望書を発出した。

相談事業については、司法書士総合相談センターやADRセンターの運営を行ったほか、令和元年5月には史上最長となった10連休のGWに合わせて「ゴールデンウィーク緊急困りごと無料相談会」を、令和2年3月には「緊急！新型コロナウイルス感染症に伴う生活相談会」を急遽開催するなど、企画部と連携しながら各種相談会を開催した。

企画事業については、令和元年5月に渋川市で、日司連及びリーガルサポートとの共催により「成年後見制度利用促進に向けた意見交換会」を開催した。消費者問題、貧困・社会保障問題、労働問題、高齢者・障がい者問題、犯罪被害者等支援問題などの社会問題に対しては、例年に引き続き、研修会、相談会、講師派遣、シンポジウムや会議への参加などを行い、積極的に取り組んだ。その他、令和2年秋に開催予定である群馬司法書士会創立百周年記念事業に向けて、内容の検討を行った。

研修事業については、本年度から倫理研修2単位の取得が義務化となり、これを含めた12単位の取得率向上のために各種研修を行った。また、各支部で実施する研修のサポートも行った。

広報事業については、ホームページや各種媒体を活用して相談会の告知を行い、また、会報の発行や高校生のための法律教室の開催により、司法書士制度の普及を図った。その他、会員通信を定期的に発行し、会員への情報発信に努めた。

総務事業については、会に寄せられる苦情への対応や業務相談室の運営のほか、法改正に対応して適宜、規則等の改正を行った。また、本年度は非司法書士排除に向けた取り組みを積極的に行った。具体的には法務局が実施する非司調査対象期間が例年より長くなり、これに対応すべくより多くの調査員を本会から派遣した。さらには、登記申請窓口には非司排除のポスターを掲示してもらえるように、法務局に働きかけをした。

その他、本年度は、別館の老朽化に伴う陸屋根漏水修理工事を実施し、全面的に屋根の防水シートを張り替えた。その費用を支出するために、令和元年9月に臨時総会を開催し、会館積立金特別会計より金350万723円を取り崩し、一般会計に組み入れた。工事費用は金348万8,400円で、剰余金1万2,323円は本年度の会館積立金特別会計に繰り出した。

各事業の詳細については各部・各事業の報告を、会長声明・要望書については総会資料を参照されたい。なお、各報告の冒頭の委員の表示は、令和2年3月31日現在のものとした。

【総務部】 部長 伊藤真一 次長 大小原憲二

平成31年度事業として、業務相談室の運営、会則、規則及び規程の改正、前橋地方法務局から委嘱された司法書士法施行規則第41条の2に基づく調査、協議会及び打合せ会、災害協定の締結 苦情及び前橋地方法務局からの司法書士法施行規則第42条第2項の調査委嘱への対応等 非司法書士問題への対応 登録時面接等を行った。

【業務相談室】

室長 伊藤真一

室員 板倉真 林田幸一 茂木徹 大小原憲二

1 相談件数 13件（不動産10件、商業・法人2件、職務上請求書1件）

年	31	01								02		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
件数	1	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2

2 相談内容

清算人就任登記につき、定款添付の要否、 根抵当権の相続による債務者の変更、 共有者の一人が売却しない土地の売買に関する注意点、 約10年前に統合失調症の診断を受けたが現在落ち着いている売主の意思確認に関する注意点、「相続させる旨」の記載がある在日韓国人の遺言書での所有権移転登記の可否、 口頭弁論終結前に死亡した被告の相続人と共にする登記申請の可否、 買戻し特約登記の一括申請の可否と記載内容、等

【会則規定等整備委員会】

委員長 板倉真

委員 西川正、伊藤真一 特別委員 関辰朗

1 会則規定等の検討

会員証及び司法書士徽章規程並びに就業規程の一部改正案を検討した。

【その他の業務】

1 法務局長の調査委嘱（司法書士法施行規則第41条の2）に基づく調査

以下のとおり、前橋地方法務局管内の登記所で調査した。

(1) 商業・法人登記部門

調査日 令和元年12月5日・令和元年12月12日

調査対象 平成31年3月1日～令和元年8月31日までの

商業・法人登記6,850件

違反が疑われた件数 92件

(2) 沼田支局

調査日 令和元年12月2日

調査対象 平成31年1月1日～3月31日の不動産登記1,950件
違反が疑われた件数 4件

(3) 太田支局

調査日 令和元年12月19日

調査対象 平成31年1月1日～3月31日の不動産登記8,277件
違反が疑われた件数 6件

2 協議会及び打合せ会

(1) 群馬弁護士会との協議会

第1回(令和元年8月21日 群馬弁護士会館2階)

協議事項 ・ADRの状況
・合同研修会

第2回(令和2年11月20日 群馬司法書士会別館)

協議事項 ・ADRの情報交換
・合同研修会

(2) 法テラス群馬との協議会

令和元年9月2日 群馬司法書士会別館

協議事項 ・司法書士会との連携
・司法書士による民事法律扶助の活用

(3) 前橋地方法務局との事務打合せ会

令和元年6月13日 前橋地方法務局5階会議室

協議事項 ・オンライン申請率の向上
・相続登記推進
・長期相続登記未了土地
・非司排除
・みなし解散パンフレット
・変則的登記の探索委員

令和元年7月22日 前橋地方法務局5階会議室

協議事項 ・オンライン申請の利用状況
・相続登記推進
・長期相続登記未了土地
・表題部所有者不明土地解消作業
・法務局への要望結果

令和元年8月19日 前橋地方法務局5階会議室

協議事項 ・オンライン申請の利用状況
・相続登記推進
・長期相続登記未了土地
・表題部所有者不明土地解消作業
・登記相談

- ・休眠会社のパンフレット
- ・補正期間について
- ・講師派遣

令和元年11月13日 前橋地方法務局5階会議室

- 協議事項
- ・オンライン申請の利用状況
 - ・相続登記推進
 - ・長期相続登記未了土地
 - ・表題部所有者不明土地解消作業
 - ・登記相談

(4) 前橋地方法務局、群馬土地家屋調査士会との事務打合せ会

令和元年11月13日 前橋地方法務局5階会議室

- 連絡事項
- ・全国一斉！法務局休日相談所の開設結果
 - ・司法書士及び土地家屋調査士の非違行為の調査
 - ・オンライン申請
 - ・法定相続情報証明制度
 - ・長期相続登記等未了土地の解消作業
 - ・変則型登記の解消

要望事項

- ・法改正情報、通達等の迅速な情報提供

3 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書の締結

県内の県及び全市町村に対し、10月29日付で協定書の締結に関する依頼文を発送した。

協定の締結状況

- 令和 元年11月 7日 甘楽郡甘楽町
- 令和 元年11月11日 吾妻郡草津町
- 令和 元年11月18日 吾妻郡長野原町
- 令和 2年 3月18日 富岡市

4 非司法書士問題への対応

- (1)司法書士法違反の疑いのある行政書士1名に対し、群馬県行政書士会を通じてチラシ、ホームページ等の是正を申し入れた。
- (2)群馬土地家屋調査士会とともに、後掲ポスターを作成し、前橋地方法務局管内の各法務局受付に掲示するよう要請した。

5 法務局主催相談会相談員派遣

地図作成説明会会場における相続登記無料相談会 於：総社町公民館

令和2年1月18日(土)午前10時から午後3時

令和2年1月19日(日)午前10時から午後3時

地図作成説明会において、相続登記相談会に2日間、相談員を2名ずつ派遣

長期相続登記未了土地相談会 於：中之条町役場

令和2年2月10日(月)午後1時から午後4時30分

中之条町を中心とした、長期相続登記未了土地についての相談会に、吾妻支部の
会員を中心に相談員を8名派遣、相談数40件、受託数2件

6 苦情及び調査委託

(1) 苦情：8件

(2) 司法書士法第42条第2項の事実関係の調査委嘱：2件

7 会長声明、要望書、意見書の発出状況

添付資料のとおり

司法書士^や 土地家屋調査士

などの資格者代理人以外の者が
登記申請の手続代理や
法務局に提出する書類等の
作成をすることはできません

違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

☺ 登記手続に関するご質問にお答えします

☺ 登記手続ができる専門家をご紹介します

✓ 相続・抵当権抹消・会社の登記、売買・贈与などは…

群馬司法書士会

無料電話相談
027-221-0150
(平日10時~16時)

✓ 地目変更・分筆・新築・滅失の登記、筆界特定などは…

群馬土地家屋調査士会

事務局受付
027-288-0033
(平日9時~17時)

<資料 1 >

群 司 発 第 2 4 号
平成 3 1 年 4 月 1 2 日

前橋市長 山本 龍 殿

群馬司法書士会
会長 西 川 正

貴市ホームページの記載と生活保護制度の運用の改善を求める要望書

第 1 要望の趣旨

- 1 貴市ホームページ「生活保護について」において生活保護の要件として挙げられた項目のうち、「4 . 扶養義務の履行 親、兄弟姉妹、子どもに援助の要請をすること。」との記載を直ちに改めること
- 2 貴市に生活保護を申請する要保護者に対して、その親、兄弟姉妹、子どもに援助を要請させるような対応をしないことを求める。

第 2 要望の理由

- 1 貴市は、ホームページにおいて生活保護を受ける場合の要件として7つの項目をあげている（貴市ホームページ「生活保護について」のうち「生活保護を受けるうえで」）。その中で、「4 . 扶養義務の履行」として「親、兄弟姉妹、子どもに援助の要請をすること。」と記し、あたかも生活保護を受給するためには、要保護者がその親、兄弟姉妹、子どもに援助を要請することが必要であるかのごとき旨を記載する。
- 2 しかしながら、生活保護法第 4 条第 2 項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定するにとどまり、扶養がなされることや扶養を求めることを保護の要件としていない。このことは、保護の要件を規定した同条第 1 項とは別に同項が設けられていることから明らかである。
- 3 また、厚生労働省も「『扶養義務者と相談してからでない」と申請を受け付けない』などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある」とし、「扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい」としている（厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第 9 の 2 ）。
- 4 生活困窮者の多くは、その家族や親族も同じく困窮していたり、さまざまな葛藤の中で親族間の交際が途絶えて疎遠になり、援助を申し込むことができない状態にあることも少なくない。ただでさえ親族に対する扶養照会を理由に保護申請をためらう人が存在するのに、「親、兄弟姉妹、子どもに援助の要請をすること」が必要とされれば、親族間での軋轢をおそれて申請を断念する人が増大することは間違いのない。この点、貴市ホームページの記載は、あたかも扶養を保護の要件と誤信させるものであり、まさに「保護の申請を諦めさせる」ものであると言える。
- 5 よって、当会は、貴市に対し、要望の趣旨のとおり、早急に貴市ホームページの記載を訂正すること、及び生活保護を申請する要保護者に対して、その親、兄弟姉妹、子どもに援助を要請させるような対応をしないよう、強く要望する。

<資料 2 >

群 司 発 第 2 5 号
平成 3 1 年 4 月 1 2 日

桐生市長 亀山豊文 殿

群馬司法書士会
会長 西 川 正

貴市ホームページの記載と生活保護制度の運用の改善を求める要望書

第 1 要望の趣旨

- 1 貴市ホームページ「生活保護」において生活保護の要件として挙げられた項目のうち、「4 . 扶養義務の履行 親、兄弟姉妹、子どもに援助の要請をすること。」との記載を直ちに改めること
- 2 貴市に生活保護を申請する要保護者に対して、その親、兄弟姉妹、子どもに援助を要請させるような対応をしないことを求める。

第 2 要望の理由

- 1 貴市は、ホームページにおいて生活保護を受ける場合の要件として7つの項目をあげている（貴市ホームページ「生活保護」のうち「生活保護を受ける上で」）。そのなかで、「4 . 扶養義務の履行」として「親、兄弟姉妹、子どもに援助の要請をすること。」と記し、あたかも生活保護を受給するためには、要保護者がその親、兄弟姉妹、子どもに援助を要請することが必要であるかのごとき旨を記載する。
- 2 しかしながら、生活保護法第 4 条第 2 項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定するにとどまり、扶養がなされることや扶養を求めることを保護の要件としていない。このことは、保護の要件を規定した同条第 1 項とは別に同項が設けられていることから明らかである。
- 3 また、厚生労働省も「『扶養義務者と相談してからでない」と申請を受け付けない』などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある」とし、「扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい」としている（厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第 9 の 2 ）。
- 4 生活困窮者の多くは、その家族や親族も同じく困窮していたり、さまざまな葛藤の中で親族間の交際が途絶えて疎遠になり、援助を申し込むことができない状態にあることも少なくない。ただでさえ親族に対する扶養照会を理由に保護申請をためらう人が存在するのに、「親、兄弟姉妹、子どもに援助の要請をすること」が必要とされれば、親族間での軋轢をおそれて申請を断念する人が増大することは間違いない。この点、貴市ホームページの記載は、あたかも扶養を保護の要件と誤信させるものであり、まさに「保護の申請を諦めさせる」ものであると言える。
- 5 よって、当会は、貴市に対し、要望の趣旨のとおり、早急に貴市ホームページの記載を訂正すること、及び生活保護を申請する要保護者に対して、その親、兄弟姉妹、子どもに援助を要請させるような対応をしないよう、強く要望する。

<資料3>

平成31年4月23日

県内各福祉事務所長 殿

要 望 書

群馬司法書士会

会長 西 川 正

今般の今上天皇の退位、及び新天皇即位の日を祝日とする特別法案、並びに祝日に挟まれた平日を休日とする祝日法の規定により、土曜日も含めれば本年4月27日から5月6日まで10連休と、過去最長のゴールデンウィーク連休が予定されている。多くの市民が長期の連休を楽しみにしていることと思われるが、その一方で、現在生活に困窮している方にとっては、長期の連休にともなう役所の閉庁は、「最後のセーフティーネット」である生活保護制度や、生活困窮者自立支援制度も10日間にわたって利用出来ないこととなり、その弊害は甚大である。

また、主として時給や日給で働く非正規労働者にとっては、月収の3分の1近くがなくなるという大幅な減収が予想され、生活困窮に拍車がかかることも大いに懸念される場所である。

現在、わが国の相対的貧困率は15.6%と依然として高く、国民の6人から7人に1人が貧困状態にあるとされる。加えて、非正規雇用者も約2036万人と、全労働者のうちの実に37.3%にも上っている。このような状況において、役所の閉庁によって10日間も各種セーフティーネットの利用が妨げられるような事態は、市民生活に不安を抱かせるばかりではなく、生存権（憲法25条）をも脅かしかねないものである。

くしくも今般の特別法案が閣議決定された際の記者会見で、菅官房長官は、今回の10連休に関し、「ゆとりのある国民生活の実現を期待する」と述べている。本会も同じく、群馬県内において生活に不安を抱える市民が少しでも安心して「ゆとり」を持てることを希望する。そのために本会ではこのたび、来る4月30日に「ゴールデンウィーク緊急困りごと無料相談会」を企画したものである。県内各福祉事務所におかれても、ゴールデンウィーク期間中も開庁するか、臨時の相談窓口を設置することにより、生活困窮者の支援を行うことを強く要望するものである。

以上

平成31年4月23日

県内生活保護窓口保健福祉事務所長 殿

要 望 書

群馬司法書士会

会長 西 川 正

今般の今上天皇の退位、及び新天皇即位の日を祝日とする特別法案、並びに祝日に挟まれた平日を休日とする祝日法の規定により、土曜日も含めれば本年4月27日から5月6日まで10連休と、過去最長のゴールデンウィーク連休が予定されている。多くの市民が長期の連休を楽しみにしていることと思われるが、その一方で、現在生活に困窮している方にとっては、長期の連休にともなう役所の閉庁は、「最後のセーフティーネット」である生活保護制度や、生活困窮者自立支援制度も10日間にわたって利用出来ないこととなり、その弊害は甚大である。

また、主として時給や日給で働く非正規労働者にとっては、月収の3分の1近くがなくなるという大幅な減収が予想され、生活困窮に拍車がかかることも大いに懸念される場所である。

現在、わが国の相対的貧困率は15.6%と依然として高く、国民の6人から7人に1人が貧困状態にあるとされる。加えて、非正規雇用者も約2036万人と、全労働者のうちの実に37.3%にも上っている。このような状況において、役所の閉庁によって10日間も各種セーフティーネットの利用が妨げられるような事態は、市民生活に不安を抱かせるばかりではなく、生存権（憲法25条）をも脅かしかねないものである。

くしくも今般の特別法案が閣議決定された際の記者会見で、菅官房長官は、今回の10連休に関し、「ゆとりのある国民生活の実現を期待する」と述べている。本会も同じく、群馬県内において生活に不安を抱える市民が少しでも安心して「ゆとり」を持てることを希望する。そのために本会ではこのたび、来る4月30日に「ゴールデンウィーク緊急困りごと無料相談会」を企画したものである。県内生活保護窓口保健福祉事務所におかれても、ゴールデンウィーク期間中も開庁するか、臨時の相談窓口を設置することにより、生活困窮者の支援を行うことを強く要望するものである。

以上

<資料4>

令和2年2月20日

群馬司法書士会創立100周年にあたっての会長声明

群馬司法書士会
会長 西川 正

当会は、大正9(1920)年2月20日に、その前身である前橋地方裁判所
所属司法代書人会会則が認可され、創立されました。

本日、創立100周年の節目を迎えるにあたり、以下のとおり会長声明を
発表いたします。

司法書士制度は、明治5(1872)年8月3日、太政官無号達、司法職務定
制において定められた代書人にその淵源を求めることができます。以来、代書人
から司法代書人、司法書士と名称を変えながら、司法書士は常に市民に身近な法
律専門職能として、市民に寄り添い、市民の権利擁護のため活動を続けてまいり
ました。

この間、司法書士は、制度創設当初の裁判所に提出する書類の作成業務から、
経済成長に伴っての不動産登記、商業法人登記の申請業務、そして、社会の変化
に伴っての成年後見業務、財産管理業務、簡裁訴訟代理等関係業務その他消費者
問題や労働問題への対応など、明治、大正、昭和、平成、そして令和へと、時代
の流れとともに変革し、成長を続けてきております。

今日の司法書士制度があるのは、これまでそれぞれの時代において常に目の
前に市民に向き合って真摯に業務に取り組み、社会から与えられた役割を全う
してこられた諸先達が築いてこられた歴史があつてこそであり、また、なにより
も市民の皆さまのご支持、ご理解があつてこそのものであります。

これからの時代のいかなる変化にあつても、私たち司法書士自身も絶えず変
革と成長を続け、市民の皆さまから信頼される存在であり続けなければなりませ
ん。

当会創立100周年の節目にあたり、この100年に深い感謝を捧げつつ、私
たち司法書士は、市民の権利擁護と自由かつ公正な社会の形成に寄与すること
を使命とする法律専門職能として、今後もより一層、市民に身近で頼りがいのあ
る存在であり続けることをお誓いいたします。

令和2年3月18日

公営住宅に入居する際の保証人等の廃止を求める会長声明

群馬司法書士会
会長 西川 正

公営住宅とは、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」（公営住宅法第1条）として設置された住宅であり、民間の賃貸住宅に比して家賃も低廉なことから、住宅に困窮する低額所得者にとっても入居可能な住宅として、いわゆる住宅セーフティネットの中核として機能している。

現在、多くの地方公共団体では、公営住宅に入居する際の条件として、入居希望者に対して連帯保証人又は保証人（以下、「保証人等」とする）を付することを要求しており、その理由としては、公営住宅が税金を財源として運営されていることから、家賃の確実な回収を図るため、保証人等を付する必要があると説明されることが多い。

公営住宅への入居を希望する住民には、いわゆる生活困窮世帯である住民が多いのが実情であり、それが上記公営住宅法の目的でもある。しかし、こうした生活困窮世帯の住民は、単に経済的に困窮しているばかりでなく、他者の援助を求めるのが困難な「関係性の貧困」にもあえいでいることが多い。その結果、保証人等が用意できずに、公営住宅への入居を諦めざるを得なくなる者も現れている。

この点につき総務省も、平成30年1月発表の「公営住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、平成27年度に保証人等を確保できないことによる入居辞退者が把握できた43都道府県等のうち、11都道府県等で65件の入居辞退者が生じていることを踏まえ、「公営住宅は、国土交通省において、住宅セーフティネットの中核として位置付けられているものの、（中略）民間賃貸住宅への入居に困難を伴うとされる高齢者や障害者、生活保護受給者等が保証人を確保できないことにより入居辞退した例がみられ、その機能を十分に発揮しているとは言い難い状況にある」として、同様の問題点を指摘している。

こうした現象は、「住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」という公営住宅法の趣旨に真っ向から反するものと言わざるを得ない。

さらに指摘すれば、公営住宅への入居を希望する生活困窮世帯の住民にとっては、保証人等を見つけること自体に困難が伴うが、ようやく見つけてきた保証人等もやはり入居希望者と同じく生活困窮世帯であり、生活困窮者が生活困窮者の保証人等となることも少なくない。とすると、公営住宅の入居者が家賃を滞納した場合でも、生活困窮者である保証人等から回収することは不能となり、もはや「家賃の確実な回収を図るため」という保証人制度は機能していないとすることができる。

次に、平成29年に成立した改正民法においては、不動産賃貸借についても個人に対する包括根保証が禁止されることとなり(改正民法第465条の2)、同法施行日である令和2年4月1日以降に不動産賃貸借の保証人となった場合には、一定の極度額を限度として履行責任を負うに止まることとなる。このため、公営住宅を運営する地方公共団体は、同法施行日以降においては、保証契約・連帯保証契約締結に際して一定の極度額を定めることが必要となる。

このように、個人保証について、その責任範囲を明確にして保証人を保護するのが時代の趨勢であることに鑑みれば、公営住宅の入居に関し、保証人等をその要件として債務の履行を確保せんとするのは、いかにもこれにそぐわないものと言わざるを得ない。

国土交通省においても、前記総務省の勧告や保証人の保護といった時代の趨勢と民法改正を受け、平成30年3月30日付国土交通省住宅局長通知「『公営住宅管理標準条例(案)について』の改正について」において、「今般の民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるところ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人に関する規定を削除する」として、公営住宅の入居に際して連帯保証人等を不要とする条例案を全国の地方自治体に示している。

以上のとおり、地方公共団体が、公営住宅への入居希望者に対し、入居に際して保証人等を求めることは、公営住宅が入居者として想定している低額所得者の入居を妨げ、公営住宅法の目的を没却する結果を招いている現状がある。

よって、当会は、公営住宅を運営する地方公共団体に対し、関連する条例を改正し、公営住宅への入居に際して保証人等を付するとの要件を削除するよう強く求める。

【企画部】部長 石橋修 次長 仲道宗弘 部員 藤井禎之

〔市民の権利委員会〕

委員長 仲道宗弘 副委員長 米澤智子

委員 森田裕一、市野秀樹、大木淳浩、清水俊作、鈴木克利、浅野勇貴、佐藤真人、
中林和典、松本敦

当委員会は、司法書士が幅広い市民の権利擁護の担い手であるとの自覚のもと、消費者部会、労働部会、貧困・社会保障部会、高齢者・障がい者部会、犯罪被害者等支援部会の5つの部会に分かれて日々活動を行っている。

司法書士は、第二次大戦後にわが国が目覚ましい経済成長を遂げたことに伴い、住宅ローンを組んで持ち家を取得する階層が増えたことを要因として、主に不動産登記の専門家として国民にその地位が認知されてきた。しかし、日本社会は、バブル崩壊後の「失われた20年」を経て、かつての「一億総中流」と言われた安定した社会構造を大きく変貌させて今日に至っている。人口減少と超高齢社会化に加え、相対的貧困率の上昇、若者の雇用不安と非正規雇用の増大、「下流老人」に象徴される高齢者の貧困等の社会現象からも明らかなように、往時の安定した中間層がすっかり崩壊していまや貧困層に移行しつつある。そればかりでなく、地域から孤立する高齢者、長期化する引きこもりと「8050問題」、脆弱な社会保障のなかで見えにくい子どもの貧困、ブラック企業と使い捨てられる労働者、在留外国人や性的少数者に対する排除に至るまで、包摂機能を喪失した社会の歪みがいまや顕在化している状況にある。

こういった社会構造の変化は、単に登記件数の減少というわれわれの経済的意味での存立基盤を揺るがせるだけでなく、司法書士の存在意義そのものを根本から問い直すものである。われわれは、いったい何のためにこの社会に存在しているのだろうか。今日に至るまで、司法書士はこういった社会の変化にそれなりに対応し、成年後見や簡裁代理権の取得による債務整理など、自らの業務範囲を拡大させることで、従前の「不動産登記の専門家」とどまらない独自の法律専門家としての地位を確立させてきたようにも見える。とはいえ、そうした業務の拡大や社会的活動に対して、市民社会からいったい如何なる評価が下されているのかは、いまだ明確ではない。

昨年6月に改正された司法書士法第1条は、「司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことを司法書士の使命としている。これは、司法書士が法律家として果たすべき責任を宣明したものであり、司法書士が法律事務の専門家であって、国民の権利擁護の担い手であることを明らかにしたものである。これを受けて、日本司法書士会連合会も、「今回の法改正の趣旨と司法書士に課される責任を自覚し、登記・供託、裁判関係の業務はもとより、これまで行ってきた、高齢者・障がい者・子ども・経済的困窮者・セクシュアルマイノリティ・自死遺族・犯罪被害者の方々などの権利擁護のための事業もさらに推進する所存である」との決意を表明している（日本司法書士会連合会令和元年6月12日付会長声明）。

いかなる職種であっても、何らかの職業的使命を負いながら日々の業務を遂行して

いることは間違いない。自らの職域が拡大し、その社会的地位が向上すれば、それに伴って重い使命を負うこともまた当然のことである。さらに言えば、こうした使命を十分に果たしているか否かについて、審判を下すのは市民社会であることも深く自覚する必要がある。

市民の権利委員会は、こういった司法書士の使命に直結する社会的活動について、市民社会に対して明確な回答をするための組織である。われわれは、各種法令のみならず社会保障制度にも精通し、行政機関や他土業と協働しながら、幅広く高齢者や障がい者、経済的困窮者やシングルマザー、子ども、性的少数者、多重債務者や悪質商法被害者、非正規労働者などに対して、分け隔てなくその権利を擁護する存在でなければならない。

上記の点から、昨年度、当委員会は、以下の活動を行った。

1 消費者部会

部会長 森田裕一

部会員 石井一寛、木村明宣、小山陽二、関辰朗、高橋克彦、富沢靖司、笛木大哉、堀川寛人

(1) 簡裁考査対策勉強会の実施

平成31年4月16日(火)、18日(木)

(2) 消費者月間キャンペーン in スマークへの協賛

(ブースの出展及び来場者の相談対応)

令和元年5月22日(水)

(3) 弁護士・消費生活センター相談員・司法書士との合同勉強会実施

令和元年6月22日(土)、令和2年2月1日(土)

(4) 群馬県振込め詐欺等根絶協議会への参加

第1回 令和元年7月16日(火)

第2回 令和2年1月29日(水)

(5) 群馬県多重債務者対策協議会ワーキンググループ会合への参加

第1回 平成31年4月25日(木)

第2回 令和2年1月21日(火)

(6) 令和元年度群馬県多重債務者対策協議会への参加

令和2年2月13日(木)

(7) 県実施の多重債務無料相談会への会員派遣

令和元年 9月13日(金) 大間々保健センター

令和元年 9月28日(土) 高崎市役所

令和元年11月16日(土) 太田市役所

令和元年11月27日(水) 伊勢崎市役所

令和元年12月 7日(土) 館林市城沼公民館

令和元年12月14日(土) 前橋市消費生活センター

(8) 日弁連主催「地域で防ごう消費者被害 in 群馬」への後援及び委員派遣

令和2年1月18日(土)

(9) 新入会員研修講義担当

「司法書士による消費者問題(債務整理・裁判業務)の実務～課題検討、生活困窮者及び社会的弱者等の権利擁護のための活動について」

令和2年3月28日(土)

2 労働部会

部会長 市野秀樹

部会員 関辰朗、富沢靖司、廣川道明、笛木大哉、村上秀信、脇野孝一

(1) 司法書士労働相談センターの運営

毎月第2、第4火曜日の18:00から21:00まで、労働専用電話相談を運営した。また、リーフレットを改訂し、県内各所に持参配布した。

(2) 研修会の開催

タイトル:「司法書士事務所の労働条件・労働環境に関する基礎知識
～ホワイト事務所をめざして～」

日時:令和元年9月28日(土)13:30～16:30

講師:所博之先生、佐藤裕貴先生、永井寛之先生、高橋良輔先生
(神奈川県司法書士会 労働問題ワーキングチーム)

内容:前半は、司法書士事務所で起こりうる労働問題に関し、寸劇等を交えつつ労働条件・労働環境の基礎知識を習得。後半は、実際に受任した労働事件の事例発表をして頂いた。研修の目的としては、使用者又は労働者である群馬司法書士会会員が、労働法を遵守する意識を高め、双方にとってより安心・安全な労働環境が整った司法書士事務所として運営できるようにすることであった。

(3) 神奈川県司法書士会へ講師派遣

タイトル:「司法書士がする労働審判～失敗から学ぶ労働問題への対応～」

日時:令和元年11月23日(金)18:30～20:30

場所:かながわ労働プラザ(横浜市中区寿町)

講師:仲道宗弘、関辰朗、市野秀樹

内容:神奈川会の労働問題ワーキングチームの皆様から講師派遣の要請があり上記の3名を講師として派遣した。講義前半は、関会員、市野会員が過去に共同受任した労働事件を時系列に則り事例発表を行った。後半は仲道会員による過去に受任した複数の労働審判の事例発表を行った。参加者は20名程であった。

(4) セミナー、研修会等へ部員を派遣

「労働法の教え方セミナー・高校生向け」

日時:令和元年9月20日(金)14:00～16:30

場所:神奈川県中小企業共済会館(神奈川県横浜市)

主催:厚生労働省

派遣部員：市野秀樹

群馬社労士会公開セミナー「複雑化する労務トラブルの初動対応と解決方法」

日 時：令和元年11月12日（火）13：30～16：30分

場 所：群馬JAビル（前橋市亀里町）

派遣部員：廣川道明、関辰朗

過労死等防止対策推進シンポジウム「職場で取り組むメンタルヘルス対策～健康で安心して働き続けることのできる職場を目指して～」

日 時：令和元年11月29日（金）13：30～15：30

場 所：昌賢学園まえばしホール（前橋市民文化会館）

主 催：厚生労働省

派遣部員：廣川道明

3 貧困・社会保障部会

部会長 大木淳浩

部会員 浅野勇貴、石井一寛、清水龍太郎、鈴木克利、高橋克彦、松本敦、米澤智子

（1）研修会の開催

「司法書士におけるLGBT実務～任意後見等を用いて～」

日 時：令和元年9月14日（土）14：30～17：30

会 場：群馬司法書士会館 別館

講 師：日司連市民の権利擁護推進室 小手川裕 先生（大阪会）
同 浅野勇貴 会員（群馬会）

共 催：成年後見センター・リーガルサポート群馬支部

「ひとり親家庭に対する支援の実務」

日 時：令和2年2月22日（土）13：30～16：30

会 場：群馬司法書士会館 別館

講 師：仲道宗弘、大木淳浩、米澤智子、高橋克彦、浅野勇貴、鈴木克利

（2）相談会の開催

「ゴールデンウィーク緊急困りごと無料相談会」

日 時：平成31年4月30日（火・祝） 10：00～16：00

相談会場：群馬司法書士会別館（面談、電話相談）

広 報：司法書士会HP、テレナイン広告（上毛新聞）、刀水クラブ、
県内各福祉事務所及び保健福祉事務所へ開催通知発送、
Facebook（部員個人のアカウンドによる）

相 談 員：10名

相談件数：13件（面談7件、電話6件）

「年末困りごと無料相談会」

日 時：令和元年12月22日（日）10：00～15：00

相談会場：前橋会場 群馬司法書士会別館（電話相談会場も併設）

高崎会場 高崎市労使会館（高崎市東町 80 - 1）

館林会場 館林市文化会館（館林市城町 3 - 1）

広 報：司法書士会HP、お知らせナビ（上毛新聞）、Deli-J、広告新聞、
広報紙（明和町、邑楽町）、刀水クラブ、
Facebook（部員個人のアカウントによる）

相 談 員：終日 16 名、午前のみ 5 名、午後のみ 5 名

相談件数：21 件（前橋会場 5 件、高崎会場 9 件、館林会場 1 件、電話 6 件）

（3）シンポジウムへの会員派遣

「子どもの貧困に立ち向かう！ ～切れ目ない支援・隙間のない支援をめざして～」

日 時：令和元年 10 月 26 日（土）13：30～17：00

会 場：高崎健康福祉大学

主 催：高崎健康福祉大学 人間発達学部 子ども教育学科

派遣部員：石井一寛

（4）その他

自治体への要望書発出

前橋市及び桐生市のホームページ上の「生活保護に関するページ」において、
受給要件に関して一部誤った記載があったため、この訂正と制度の適切な運用
を求め、両市長に対し要望書を発出（前橋市へは平成 31 年 4 月 15 日付、桐
生市へは平成 31 年 4 月 16 日付）。その後、両市とも早々にホームページの
記載内容を改めた。

県内の福祉事務所及び保健福祉事務所への要望書発出

ゴールデンウィーク連休に際し、10 日間という長期間に渡り役所が閉庁す
ることから、「最後のセーフティネット」である生活保護制度や生活困窮者
自立支援制度が利用出来なくなる弊害が生じることが予想されたため、連休中
も開庁するか臨時の相談窓口を設置するなどの対策をとるよう求める要望書を
提出した。

4 高齢者・障がい者部会

部会長 清水俊作

部会員 浅野勇貴、五十嵐洋、狩野豊宏、川井孝之、河端豊、木村明宣、近藤信
隆、松本紀佳、宮原直樹

（1）高齢者障がい者困りごと事例検討会の開催

日 時：令和元年 11 月 5 日（火）14：00～16：00

会 場：桐生市役所

要 綱：専門士業及び福祉関係者が一同に会し、桐生市が抱える困難事例を
検討した。その後も継続して個別事案に関するケース会議が開催され、
都度部会員を派遣した。

出席者：35名（福祉関係者21名、専門家14名）

福祉関係者（桐生市長寿支援課、福祉課、障害者基幹型相談室、
市内全8カ所の地域包括支援センター担当者）
専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士）

（2）相談会の開催

日時：令和2年2月13日（木）13：00～16：00

会場：富岡市生涯学習センター

相談件数：5件

要綱：高齢者、障がい者の方の困りごとに特化した相談会を開催した。

相談員：司法書士8名、社会保険労務士1名、行政書士1名、税理士1名、
社会福祉士1名、精神保健福祉士1名、富岡市社会福祉協議会2名

（3）研修会の開催

テーマ：「精神障害に対する法的対応及び支援について」

日時：令和2年1月11日（土）13：30～15：30

会場：群馬司法書士会館 別館

講師：群馬県地域生活定着支援センター所長 高津努先生

（4）ぐんま・つなごうネットへの参加

群馬司法書士会、群馬弁護士会、一般社団法人群馬県社会福祉士会及び群馬県精神保健福祉士会の4会による司法ソーシャル支援のためのネットワーク（ぐんま・つなごうネット）で毎月開催されている被疑者・被告人・受刑者等の社会復帰にかかる定例検討会に部会員を派遣し、他士業との情報交換に努めた。

（5）法テラス、群馬県主催の各会議への委員派遣

令和元年10月18日（金） 法テラス群馬地方協議会（西毛会場）へ委員1名派遣

令和元年10月30日（水） 法テラス群馬地方協議会（北毛会場）へ委員1名派遣

令和元年11月 7日（木） 法テラス群馬地方協議会（東毛会場）へ委員1名派遣

令和元年11月15日（金） 法テラス群馬地方協議会（中毛会場）へ委員1名派遣

（6）連携の協議

高齢者、障がい者の方の困りごとについて連携できないか、以下のとおり協議をおこなった。

令和元年7月26日（金） 榛東村役場、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

令和2年2月 7日（金） 社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会

5 犯罪被害者等支援部会

部会長 鈴木克利

部会員 大木淳浩、佐藤真人、中林和典、堀川寛人、米澤智子

(1) 研修会の開催

「DV・セクハラ・性暴力の基礎知識とその法的対応」

日時：令和2年2月15日(土)13:30～16:00

内容：DV問題に関する講義

登記における住所情報の秘匿、閲覧制限について

講師：弁護士 村越芳美先生

(2) 今後の活動に関する検討

犯罪被害者や人権侵害を受けた方に対し、どのような支援ができるか検討を行った。

6 その他の活動

(1) 経済的困窮者に対する支援実施規定に基づく支援

相談件数：1件

申請同行支援件数：15件

(2) 会長声明の起案

令和2年3月18日「公営住宅に入居する際の保証人等の廃止を求める会長声明」

〔業務拡充委員会〕

委員長 小林弘明

委員 有坂紀彦、飯嶋ゆう子、五十嵐秀行、池末晋介、岩沼良堯、大木淳浩、狩野豊宏、木村明宣、松浦義仁

1 研修会の開催

(1) 裁判実務研修会(全4回、いずれも18:30～20:30)

第1回目 令和元年11月21日(木)

第2回目 令和元年12月19日(木)

第3回目 令和2年1月16日(木)

第4回目 令和2年2月20日(木)

昨今、裁判受任件数が減少していることから、少しでも受任促進となるよう昨年度に引き続き、基礎から解決に至るまでの研修会を開催した。

(2) 県営住宅未納家賃等回収業務研修会

令和2年2月8日(土)13:00～16:00

前回の名簿登載の申込時から約3年半が経過したため、新たに名簿登載をするにあたり研修会を開催した。

(3) 新入会員研修会

令和2年3月20日(金)16:00～17:00

昨年度同様、裁判業務(簡裁代理権の活用)及び財産管理業務の推進について行った。

2 少額訴訟助成制度の創設

経済的合理性の点で市民が法律専門家に依頼することを躊躇するような少額の事件に関し、会員の報酬を助成することで、国民の裁判を受ける権利の保障に寄与するほか、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の一層の受任推進を図ることを目的として創設した。

3 その他

- (1) 令和元年10月26日(土)、日司連「遺産承継業務全国担当国会議」に委員を派遣した。
- (2) 令和2年1月14日(火)、日司連「事業承継を中心とした商業登記・企業法務に関するブロック会別担当国会議」に委員を派遣した。

〔空き家問題研究委員会〕

委員長 清水龍太郎

委員 伊藤真一、植村仁、岡本陽義、木村明宣、松岡将之、茂木徹、山口諒太、山田征弘、吉原亜矢

1 群馬県、各自治体及び日司連の実施する各種セミナー・会議への参加

- (1) 令和1年5月28日(火)「群馬県空き家利活用等推進協議会令和元年度第1回総会」
- (2) 令和1年6月29日(土)「渋川市空き家対策協議会」
- (3) 令和1年8月27日(火)「自治体の空き家対策について」
- (4) 令和1年9月18日(水)「空き家と実家 ~今ある空き家と実家の将来について考える~」

2 各自治体の行う空き家相談会への派遣

令和元年11月24日(日)「渋川市空き家相談会」 清水俊作会員を派遣

3 市町村の設置した協議会への委員派遣

本年度、新たに千代田町から法定協議会設置に伴う委員の派遣要請を受け、木村明宣会員を派遣した。

4 各市町村との協定等の締結状況

渋川市、桐生市より再度の協定の締結要請があったため、これに応じた。平成31年度現在、富岡市、前橋市、伊勢崎市、桐生市、安中市、渋川市との間で協定を締結している。

〔成年後見制度意見交換会準備委員会〕

委員長 清水敏晶

委員 浅野勇貴、狩野豊宏、佐藤郁恵、清水俊作、清水博文、高山早苗、戸丸和夫、村上秀信、山口涼太

令和元5月20日、渋川市役所において「意見交換会 in 渋川」と題する成年後見制度利用促進に向けた意見交換会を開催した。

この意見交換会は、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成29年3月に閣議決定された利用促進基本計画に基づき市町村が求

められている体制整備を支援すべく、日本司法書士会連合会が全国各地でおこなっている意見交換会である。渋川市での開催は、神奈川県横須賀市に続き全国2例目であり、群馬司法書士会はこの意見交換会を共催し、リーガルサポート群馬支部と協働して準備をおこなった。

この意見交換会を契機に、渋川市は体制を整備し、今年度から中核機関が動き出した。それに伴い、群馬司法書士会並びにリーガルサポート群馬支部に協力要請がおこなわれている。

共催：日本司法書士会連合会、群馬司法書士会、
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

後援：群馬県、渋川市

内容：【基調報告1】

テーマ：成年後見制度利用促進に向けた前橋家庭裁判所の取組みについて

報告者：前橋家庭裁判所 主任書記官 金子恵

【基調報告2】

テーマ：成年後見制度利用促進の取組について

報告者：厚生労働省 成年後見制度利用促進専門官 川端伸子

【全体報告】

テーマ：専門職団体との連携構築と支援体制の推進に向けて

報告者：リーガルサポート群馬支部長 阿久澤光洋

テーマ：志木市における成年後見制度利用促進の取組み

報告者：埼玉県志木市健康福祉部長寿応援課主席専門員兼志木市後見ネットワークセンター所長 吉田恵子

テーマ：専門職との業務提携について

報告者：志木市成年後見制度利用促進審議会会長 大貫正男

【意見交換】

テーマ：地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置について

登壇者：群馬県、渋川市、榛東村、吉岡町、沼田市、群馬県社会福祉協議会、渋川市社会福祉協議会、沼田市社会福祉協議会、中之条町社会福祉協議会、草津町社会福祉協議会、群馬弁護士会、群馬県社会福祉士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会、群馬司法書士会

オブザーバー：前橋家庭裁判所、厚生労働省、志木市

傍聴者：川場村役場、みなかみ町役場、中之条町役場、東吾妻町役場、長野原町役場、嬭恋村役場、草津町役場、前橋市役所、高崎市役所、桐生市役所、館林市役所、藤岡市役所、安中市役所、上野村役場、みなかみ町社会福祉協議会、前橋市社会福祉協議会、安中市社会福祉協議会、前橋市市議会議員、渋川市市議会議員

以上参加者数95名

〔後見推進委員会〕

委員長 閑野強

委員 阿久澤光洋、小和田大輔、清水敏晶、平野一男、堀川寛人

令和2年2月3日に会議を開催し、市町村の現状を把握する担当者を決め、今後の活動に関する検討を行った。

〔創立百周年記念事業準備委員会〕

委員長 小和田大輔

委員 石原秀一、板倉真、清水俊作、廣川道明、茂木徹

前橋地方裁判所所属司法代書人会会則が大正9（1920）年2月20日に認可され、本会の前身である前橋地方裁判所所属司法代書人会が創立され、令和2（2020）年2月20日に当会は創立100周年を迎えた。

当委員会では、司法書士制度の利用者である市民に対し、司法書士制度及び司法書士の有用性をアピールする機会としての記念事業に向けて準備、検討を行った。

また、令和2年2月20日、創立100周年にあたっての会長声明を発出した。

【広報部】部長 茂木徹 次長 浅野勇貴 部員 齋藤恵子

1 対内広報

- (1) 会活動や実務情報などを紹介する、会員通信を毎月末日を目処に発行した。
- (2) 会員専用ホームページの保守管理及び維持を行った。

2 対外広報

- (1) 新聞各社に複数回広告を掲載した。
- (2) 対外ホームページに次の掲示を行った。
 - 県下一斉無料相談会の告知(令和元年8月1日)
 - 相続・遺言 無料合同相談会の告知(令和元年8月14日)
 - みなし解散についてのリーフレットの掲載(令和元年10月11日)
 - 年末困りごと無料相談会の告知(令和元年12月9日)
 - 女性のための女性司法書士による無料相談会の告知(令和2年2月3日)
 - 労働相談センターのお知らせ(令和2年3月4日)
 - 緊急! コロナウィルス感染症に伴う生活相談会のお知らせ(令和2年3月23日)

3 講師派遣

群馬県用地対策連絡協議会用地事務研修会が開催され、以下の講師を派遣した。

令和元年6月11日 中央支部茂木徹会員

第3回ゆったにったカフェ(テーマ「終活」)に、次のとおり講師を派遣した。

令和元年12月13日 桐生支部木村明宣会員

太田自治会いきいきサロン(終活セミナー)に、次のとおり講師を派遣した。

令和2年1月11日 中央支部茂木徹、桐生支部浅野勇貴、同桑原潤

〔会報編集委員会〕

委員長 石井一寛

委員 長谷川洋、茂木徹、岡本陽義、浅野勇貴、堀川寛人、五十嵐洋、桑原潤、佐藤郁恵

特別委員 石原秀一

会報「執務現場から」

(1) 第51号

冒頭の巻頭言に始まり、巻頭特集として、裁判実務の基礎から実践まで - 明日からできる裁判実務と題して、一般民事事件の記事を幅広く取り上げた。また、新入会員研修会記念講演には、山野目章夫先生からの民法と不動産登記法についての記事を取り上げるなど、例年とおり掲載し、その他にも様々な企画を取り上げた。

(2) 第52号(創立百周年記念号)

編集体制を再整備し、期日の発行に間に合うよう準備を行った。

〔法教育委員会〕

委員長 清水俊作

委員 鈴木克利、米澤智子、関辰朗、吉原亜矢、浅野勇貴、富沢靖司、茂木徹、長谷川洋

1 無料出張講座

(1) 「高校生のための法律教室」

令和元年12月10日(火)群馬県立藤岡工業高校〔富沢靖司、脇野孝一、河端豊〕

令和2年 2月10日(月)群馬県立太田工業高校〔清水俊作、岩沼良亮〕

2 「群馬県法教育推進協議会」への参加

群馬県法教育推進協議会は、学校関係者と、司法書士、弁護士等の法教育に取り組んできた団体が連携し、より充実した法教育活動を行い、子どもたちの健全育成の推進を図ることを主たる目的として設立された団体である。

当会が行っている法教育事業と重なる部分もあるため、引き続き協議会へ参加しながら、当会の活動の参考にしていきたい。

【相談部】部長 中林和典 次長 津久井孝広 部員 清水紀英

〔総合相談センター運営委員会〕

委員長 鈴木克利

委員 江原崇人、仲道宗弘、松本敦、戸丸和夫、大平覚、佐藤真人、狩野豊宏

1 各種相談センターの運営

本年度、各相談センターに寄せられた相談件数の合計は1,552件であった。市民の皆様が抱える法律問題の相談窓口として、引き続き当センターが重要な役割を担っていることを実感する数字である。

各相談センターの集計の内訳は次表を参照していただきたい。

(1) 無料電話相談センターの運営

月曜日から金曜日まで（祝日除く） 群馬司法書士会別本館

午前10時～午後4時 電話 / 2交替制

相談件数：合計1,275件〔前年度：1,314件〕

(2) 無料相談センター 前橋会場 の運営

第2、第4土曜日 群馬司法書士会別館相談室

午後1時～午後4時 電話、面談

相談件数：合計222件〔前年度：230件〕

(3) 無料相談センター 東毛会場 の運営

第2土曜日 太田商工会議所

午後1時～午後4時 面談

相談件数：合計49件〔前年度：61件〕

(4) 有料相談センターの運営

月曜日から金曜日まで（祝日除く） 群馬司法書士会別館

午前10時～午後4時 面談 / 予約制

相談件数：合計6件〔前年度：14件〕

(5) 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）

相談件数：0件〔前年度：1件〕

(6) 司法書士労働相談センターの運営

毎月第2、第4火曜日の午後6時～午後9時

相談件数：0件〔前年度：4件〕

司法書士総合相談センター相談件数 （平成31年4月～令和2年3月）

（注）（ ）内の数字……前年度件数

<相談件数>

	平日電話	前橋会場	東毛会場	有料相談	法テラス	労働	合計
4月	106 (112)	20 (25)	7 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	133 (150)

5月	76 (120)	29 (24)	3 (6)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	110 (151)
6月	111 (108)	23 (14)	4 (2)	1 (10)	0 (0)	0 (0)	139 (134)
7月	99 (105)	11 (19)	3 (4)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	113 (130)
8月	109 (111)	32 (12)	2 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	144 (128)
9月	109 (111)	20 (16)	8 (3)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	139 (131)
10月	102 (126)	8 (16)	0 (5)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	110 (149)
11月	109 (112)	15 (25)	5 (9)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	129 (149)
12月	129 (80)	15 (17)	7 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	144 (104)
1月	99 (100)	18 (23)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	118 (125)
2月	93 (103)	11 (20)	4 (5)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	108 (130)
3月	133 (126)	27 (19)	5 (6)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	165 (152)
合計	1275 (1314)	229 (230)	49 (61)	6 (14)	0 (1)	0 (4)	1552 (1624)

< 事件別件数 >

	平日電話	前橋会場	東毛会場	有料相談	法テラス	労働	合計
登記・供託 ・相続関係	571 (570)	126 (112)	32 (37)	2 (12)	0 (1)	0 (0)	731 (732)
多重債務関係	94 (79)	8 (13)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	102 (94)
民事一般	241 (230)	54 (45)	6 (6)	2 (1)	0 (0)	0 (4)	303 (286)
成年後見 ・家事関係	213 (280)	30 (43)	7 (7)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	252 (331)
司法書士関係	8 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (6)
その他	148 (149)	11 (17)	4 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	163 (175)

合計	1275 (1314)	229 (230)	49 (61)	6 (14)	0 (1)	0 (4)	1559 (1624)
----	----------------	--------------	------------	-----------	----------	----------	----------------

<相談を何で知ったか>

	平日電話	前橋会場	東毛会場	有料相談	法テラス	労働	合計
司法書士会	30 (30)	26 (22)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	62 (58)
法テラスコー ルセンター	17 (16)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)
法テラス地 方事務所	26 (25)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (27)
ホームペー ジ	223 (198)	46 (47)	7 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	276 (256)
新聞	12 (16)	22 (18)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	38 (37)
TV・ラジオ	1 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
自治体等、 公的機関	385 (369)	67 (79)	20 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	472 (469)
消費生活セ ンター	20 (32)	9 (6)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (39)
その他相談 窓口	17 (15)	9 (4)	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (23)
他士業団体	2 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)
その他	101 (156)	20 (23)	8 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	129 (191)
以前に利用 したので	73 (64)	20 (18)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	96 (86)
不明	368 (389)	6 (8)	1 (2)	6 (14)	0 (1)	0 (1)	381 (415)
合計	1275 (1314)	229 (230)	49 (61)	6 (14)	0 (1)	0 (4)	1559 (1624)

2 各種相談会の開催

(1) 県下一斉無料相談会の開催

相談件数：合計 102 件〔前年度 合計 65 件〕

支部単位で以下のとおり県下一斉司法書士法律相談会を開催した。広報手段として、新聞広告を利用した他、各支部でも自治体への広報を積極的に行っていた。中央支部は渋川会場と前橋会場の2箇所で行った。

支 部	日 時	場 所	相談件数 (前年度)
中 央	8月24日(土) 10:00~16:00 13:00~16:00	渋川市中央公民館 群馬司法書士会別館	30 (4)
伊勢崎	8月31日(土) 10:00~15:00	伊勢崎市商工会議所	21 (18)
沼 田	8月24日(土) 9:00~12:00	利根沼田文化会館	3 (5)
吾 妻	8月24日(土) 9:30~12:00	バイテック文化ホール	1 (2)
太 田	8月31日(土) 13:00~16:00	大泉町文化むら	9 (8)
桐 生	8月24日(土) 10:00~15:00	桐生市中央公民館	7 (9)
高 崎	8月24日(土) 13:00~16:00	サンライフ高崎	25 (15)
西 毛	8月24日(土) 13:30~16:30	みかぼみらい館	6 (4)

(2) 税理士・司法書士による「相続・遺言無料合同相談会」

当会では、前年度に引き続き、関東信越税理士会群馬県支部連合会と共催により、『相続・遺言無料合同相談会』を開催した。

実施日時 令和元年9月7日(土) 午前10時 ~ 午後3時

場 所 【前橋会場】群馬司法書士会館

【高崎会場】高崎市労使会館

【東毛会場】大泉町文化むら

相談件数 合計96件(【前橋】38件【高崎】35件【東毛】23件)

(3) 「女性のための女性司法書士による無料相談会」

当会では、前年度に引き続き、『女性のための女性司法書士による無料相談会』を開催した。例年多くの相談が寄せられ、相談時間の調整が難しいことから、本年度は実施当日の予約受付件数を限定し、それを超えた相談については、土曜日の無料相談会で、女性司法書士が相談を受けるという形で対応した。

実施日時 令和2年3月8日(日) 午前10時 ~ 午後4時

場 所 群馬司法書士会館別館

相談員 司法書士11名(当会10名、栃木会1名)

相談件数 50件

(相談会当日34件、土曜日の相談会4件、電話相談12件)
女性のための相談会プロジェクトチーム
鎮西敬子、大前千鶴子、米澤智子、茂原玲子、関敬子、清水由妃

(4)労働トラブル110番の開催 群馬青年司法書士協議会との共催
実施日時 令和元年12月8日(日) 午前10時~午後4時
場 所 群馬司法書士会館別館
相談件数 9件

(5)巡回無料相談会の開催
例年どおり、司法過疎地での出張法律相談会を開催した。
片品村出張相談会
実施日時 令和元年6月15日(土) 午前10時~午後3時
場 所 鎌田住民センター2階
相談件数 2件
倉淵町出張相談会
実施日時 令和元年10月20日(日) 午前10時~午後4時
場 所 高崎市倉淵支所
相談件数 3件

(6)全国一斉子どものための養育費相談会 群馬青年司法書士協議会との共催
実施日時 令和元年9月7日(土) 午前10時~午後4時
場 所 群馬司法書士会 別館
相談件数 4件

(7)緊急!新型コロナウイルス感染症に伴う生活相談会
実施日時 令和2年3月29日(日)午前10時~午後5時
場 所 群馬司法書士会 別館
相談件数 3件(電話相談のみ)

3 相談事業に関する広報

リーフレットを県内の各役所に定期送付した他、新聞、タウンページでの広告、ホームページでの相談会の告知などを中心に広報活動を行った。

〔ADR運営委員会〕

委員長 津久井孝広

委員 江原崇人、茂木光男、岡田直彦、田中美幸、笛木大哉、川井孝之、宮原直樹、浅野勇貴、清水俊作、小曾根広行、高橋克彦、木村明宣、桑原潤、廣川道明、岩沼良堯
当委員会では前年度に引き続き、群馬司法書士会ADRセンター「かいけつ おさま

る」(以下「当センター」という)の運営及び研修会の開催を柱に活動を行った。当センターが平成21年4月に発足してから丸11年が経過したが、その運営は試行錯誤の連続であった。

本年度も、委員会のメンバーはもちろん、世話人名簿やADR担当司法書士名簿の登載者、当センター発足以来ご協力いただいている会員の皆様の協力により、実績を積み上げることができた。

1 ADRの実施(平成31年1月~令和元年12月)

<受付件数> 14件

内訳	不受理	1件
	相手方と連絡が取れず終了	0件
	相手方の不応諾による終了	5件
	申込人の取り下げ	2件
	調停実施	3件
	(うち合意)	1件)
	(うち不調)	2件)
	(うち調停中)	0件)
	継続	3件

<取り扱い内容> 親族間トラブル事件(4件)、近隣トラブル事件(3件)、貸金返還トラブル事件(2件)、DVトラブル事件(1件)、売買トラブル事件(1件)、店舗敷金返還トラブル事件(1件)、有料駐車場トラブル事件(1件)、協会トラブル事件(1件)

本年度は当センターに14件の申し込みがあり、そのうち3件で話し合いを実施し、そのうち1件が合意という結果となった。本年度もコンスタントに件数をこなし、一定程度、市民の権利擁護に寄与できたと考える。

2 ADR研修

ADRはその担い手となる担当司法書士と世話人の育成が重要であり、当委員会では以下の研修を行った。

(1) 紛争解決能力スキルアップ講座(基礎編)(令和元年10月5日 別館)

例年行っているADR担当司法書士養成講座(基礎編)を、当委員会の委員が講師となり、土曜日1日(10:00~17:30)を使って開催した。

(2) 関東ブロックADRトレーニング(令和2年1月18日、19日 新潟)

調停スキルの向上を目的とする「ADR研修会」を、新潟司法書士会の協力のもと、NVCジャパン・ネットワークの栗山のぞみ氏及び日本体験学習研修研究所の國武恵氏を講師に迎え開催した。同研修会では、NVC(Nonviolent Communication/非暴力コミュニケーション)の基本的な考え方を学び、ワークなどの体験を通して、この手法を用いた対話のもたらす効果、調停との類似と差異、実際の調停に応用することの可能性などを学び、より対話についての理解が深まった。

(3) 新入会員研修会(令和2年3月14日 別館)

当委員会の委員が講師となり、新入会員向けにADRについて講義をした。委員

による調停ロールプレイを新入会員に見てもらい、傾聴のワーク等を体験してもらうことを通じて、当センターが採用する自主交渉援助型の理解を深めてもらった。

3 リーフレットの再配布

当センターのリーフレットを県内各市町村、裁判所、法務局等の関係機関に再配布した。

4 群馬会内広報

フェイスブックを中心にADRに関する情報を適宜発信した。

〔法テラス対応委員会〕

委員長 中林和典

委員 清水敏晶、松浦義仁、岡田直彦、板倉真、岡本陽義、笛木大哉、大木淳浩、河端豊

1 法テラスとの連携

例年と同様に、令和元年9月2日、群馬司法書士会館別館にて日本司法支援センター（法テラス群馬）との協議会を開催した。その際、法テラス群馬主催の上毛地方協議会（巡回型、県内4か所にて開催）への出席を求められたので、会員派遣に向けて対応した。

同年12月16日、法テラス群馬主催の地方協議会（前橋テルサで開催）に参加した。

2 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）の運営

前年度相談件数1件に対して、本年度は0件となっている。厳しい数字であり反省しなければならない。総合相談センターとの連携が少なくなっていることが判明したので、その連携をより強くしていくことが課題となる。

3 民事法律扶助の利用促進に関する検討

令和元年12月19日、法律扶助利用促進のため、企画部業務拡充委員会の相談に関する研修の一部として、相談援助に関する研修を行った。裁判業務が低調な状況でも相談援助の利用は促進できると考えている。その他、利用促進に関するグッズの検討も行った。

4 特定援助対象者法律相談援助事業、相談員の派遣

法テラス群馬に対して相談員名簿を提出しており、その名簿に従い相談員派遣の依頼がされているところである。しかし、名簿も少し古くなっているため再検討が必要だが、そこまで検討ができなかったという現状である。現在の法テラス群馬は司法書士に対して比較的協力的なので、今後名簿を再提出するなど積極的に働きかけたい。

5 扶助審査委員の派遣

しばらく扶助審査委員を派遣することができなかったが、本年度は1名派遣した。

6 新入会員向けの研修会

令和2年3月20日、前年同様、法テラス群馬の鈴木修一郎事務局長に講師を務めていただき、新入会員向けに民事法律扶助に関する研修会を行った。

【研修部】研修部長 板垣大祐 次長 石原秀一 部員 田中智

〔会員研修委員会〕

委員長 松本敦

委員 飯嶋ゆう子、戸丸和夫、関口英典、小野祐輝、山田正弘、高橋昭安、木村正明、大木淳浩、堀川寛人、伊藤真一

1 会員研修会として次の研修会を実施した。

1	開催日：令和元年6月15日（土） テーマ：犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項等の確認、その確認記録の作成及び当該確認にかかる取引記録の作成について 講師：伊藤真一総務部長 担当：会員研修委員会
2	開催日：令和元年6月22日（土） テーマ：「民事信託の実務 基礎編」「民事信託に関する登記実務」 講師：弁護士 遠藤英嗣先生（東京弁護士会）、山崎芳乃先生（埼玉会） 担当：会員研修委員会
3	開催日：令和元年6月22日（土） テーマ：弁護士・消費生活相談員・司法書士の合同勉強会 消費者トラブルの相談に関する事例発表 講師：群馬弁護士会所属弁護士、群馬県内の消費生活センター相談員 森田裕一会員 担当：市民の権利委員会
4	開催日：令和元年7月6日（土） テーマ：「8年目の福島を考える」- 原発事故避難者の現状を南相馬市小高区から見る - 講師：原発事故被害者支援司法書士団 担当：災害対策本部
5	開催日：令和元年7月20日（土） テーマ：「事例に基づく信託契約書の実務」「民事信託における税務知識」 講師：宮本敏行先生（東京会）、税理士 若山寿裕先生（東京税理士会） 担当：会員研修委員会
6	開催日：令和元年8月2日（金） テーマ：犯罪収益移転防止法での記録の付け方（簡易版） 講師：伊藤真一総務部長 担当：会員研修委員会
7	開催日：令和元年8月3日（土） テーマ：戸籍謄本・住民票の写し等の交付請求の手引きの解説（eラーニング視聴研修） 講師：中久保正晃先生（鹿児島県会） 担当：会員研修委員会

8	<p>開催日：令和元年8月17日（土）</p> <p>テーマ：「条項解説（信託契約になくてはならない条文、あってはいけない条文）」 「民事信託における金融機関の対応」「民事信託支援業務における倫理」</p> <p>講師：弁護士 山中真人先生（第二東京弁護士会） 高橋宏治先生（栃木県会） 森登規雄先生（東京会）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
9	<p>開催日：令和元年8月31日（土）</p> <p>テーマ：超高齢化社会における家族関係の変容と法律実務 ～これからの財産管理・遺産承継業務～</p> <p>講師：中西 博之先生（大阪会 家族法研究会会員）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
10	<p>開催日：令和元年9月14日（土）</p> <p>テーマ：司法書士におけるLGBT実務～任意後見等を用いて～</p> <p>講師：小手川裕先生（大阪会 日司連市民の権利擁護推進室） 浅野勇貴会員</p> <p>担当：業務拡充委員会</p>
11	<p>開催日：令和元年10月5日（土）</p> <p>テーマ：ADR研修「紛争解決能力スキルアップ講座（基礎編）」</p> <p>講師：群馬司法書士会ADR委員会</p> <p>担当：ADR委員会</p>
12	<p>開催日：令和元年10月26日（土）</p> <p>テーマ：司法書士法改正「使命規定について」「懲戒等について」</p> <p>講師：小澤吉徳先生（日司連副会長）奥山雅士先生（日司連理事）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
13	<p>開催日：令和元年11月2日（土）</p> <p>テーマ：議事録作成の実務</p> <p>講師：新保さゆり先生（東京会）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
14	<p>開催日：令和元年11月9日（土）</p> <p>テーマ：民法の相続関係規定の改正 司法書士の実務との関連</p> <p>講師：山野目章夫先生（早稲田大学大学院法務研究科教授）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
15	<p>開催日：令和元年11月21日（木）</p> <p>テーマ：裁判実務の基礎から実践まで～明日からできる裁判実務～ 「裁判実務の基礎の基礎」</p> <p>講師：松浦義仁会員</p> <p>担当：業務拡充委員会</p>

16	<p>開催日：令和元年11月30日（土）</p> <p>テーマ：大改革時代の法律家の果たすべき役割と展望（新入会員研修会記念講演）</p> <p>講師：弁護士・中小企業診断士 中村真先生（兵庫県弁護士会）</p> <p>担当：新人研修委員会</p>
17	<p>開催日：令和元年12月19日（木）</p> <p>テーマ：裁判実務の基礎から実践まで～明日からできる裁判実務～ 「裁判実務の相談入門」</p> <p>講師：岡住貞宏会員</p> <p>担当：業務拡充委員会</p>
18	<p>開催日：令和2年1月11日（土）</p> <p>テーマ：精神障害に対する法的対応及び支援について</p> <p>講師：高津努先生（群馬県地域生活定着支援センター所長）</p> <p>担当：市民の権利委員会</p>
19	<p>開催日：令和2年1月16日（木）</p> <p>テーマ：裁判実務の基礎から実践まで～明日からできる裁判実務～ 「共有物分割訴訟を利用し、相続人多数の相続案件を解決した事例」</p> <p>講師：戸丸和夫会員</p> <p>担当：業務拡充委員会</p>
20	<p>開催日：令和2年1月18日（土）</p> <p>テーマ：農地・農業に関する法規</p> <p>講師：八田賢司先生（新潟県会）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
21	<p>開催日：令和2年2月1日（土）</p> <p>テーマ：そこが知りたい、遺言の実務 ～司法書士が押さえるべき遺言の勘所～（同時配信）</p> <p>講師：弁護士 藤井伸介先生（のぞみ法律事務所・大阪弁護士会） 及川修平先生（日司連民法改正対策部部委員・福岡県会） 税理士 鈴木淳先生（辻・本郷税理士法人・東京税理士会）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
22	<p>開催日：令和2年2月8日（土）</p> <p>テーマ：県営住宅家賃未納回収研修</p> <p>講師：池末晋介会員、県土整備部住宅政策課補佐 滞納対策係長 桐生裕重先生</p> <p>担当：業務拡充委員会</p>
23	<p>開催日：令和2年2月15日（土）</p> <p>テーマ：土業者の身の守り方（土地家屋調査士会との合同研修会）</p> <p>講師：七戸克彦先生（九州大学大学院法学研究院教授）</p> <p>担当：会員研修委員会</p>
24	<p>開催日：令和2年2月15日（土）</p>

	<p>テーマ：DV問題に関する講義 「DV問題に関する講義」「登記における住所情報の秘匿、閲覧制限について」 講師：弁護士 村越芳美先生（群馬弁護士会） 鈴木克利会員 担当：市民の権利擁護委員会</p>
25	<p>開催日：令和2年2月20日（木） テーマ：裁判実務の基礎から実践まで～明日からできる裁判実務～ 「裁判実務を受任した際の対応から解決方法まで」 講師：業務拡充委員 担当：業務拡充委員会</p>
26	<p>開催日：令和2年2月22日（土） テーマ：ひとり親家庭支援に関する研修会 講師：大木淳浩会員、米澤智子会員、浅野勇貴会員、鈴木克利会員、石井一寛会員、 仲道宗弘会員 担当：市民の権利委員会</p>
27	<p>開催日：令和2年3月12日（木） コロナウィルス感染症の影響により、中止 テーマ：配偶者居住権（弁護士会との共催） 講師：弁護士 吉野晶先生（群馬県弁護士会） 市岡哲治先生（前橋地方法務局統括登記官） 担当：会員研修委員会</p>

2 単位

取得状況（令和2年3月31日現在）対象会員284人（途中退会12人）

12単位以上の取得者 （倫理2単位以上）	164名（57.7%） 〔参考〕平成30年度 176名（60.7%）
不足者（1単位以上12単位未 満、倫理2単位未満）	85名（29.9%） 〔参考〕平成30年度 74名（25.5%）
未取得者（0単位）	35名（12.3%） 〔参考〕平成30年度 40名（13.8%）

3 令和元年度日司連年次制研修

日司連の年次研修は、日司連会員研修実施要領第3章に定める「職業倫理の保持を目的とし、司法書士会員が、登録・入会年次（5年に一度）ごとに参加する」研修で、平成18年から義務化され、今年で14年目となった。

本年度の本会の年次制研修の対象者は70名であった。令和元年10月19日に年次研修を実施し、58名が受講し、体調不良のためDVD代替研修が2名その後、県外で行われた年次研修に2名が参加した。退会者が1名いた。

〔新入会員研修委員会〕

委員長 石原秀一

委員 飯嶋ゆう子、井田峻介、岡本陽義、狩野豊宏、清水博文、廣川道明、茂木徹、山口諒太、脇野孝一

受講者 井上誠之、鈴木望、高田保裕、塚越久司、永田留美、樋口由樹子、八木泉樹、樋口浩史

< 講習会・ガイダンス実施日程 >

日 時	講 義	講師、その他	
11/11 (月)	16:00 ~ 18:00 (2.0時間)	ガイダンス ・研修日程、注意事項、その他	西川正会長・ 板垣大祐研修部長
11/30 (土)	13:30 ~ 14:00	開講式 ・会長講話・研修費の交付 ・その他	西川正会長・ 常任理事・研修講師・ 配属先講師
	14:00 14:30 ~ 17:30 (3時間)	受付 記念講演 「大改革時代の法律家の 果たすべき役割と展望」	弁護士中村真先生
	18:30~	新入会員研修会懇親会 (前橋テルサ 12階 レストランテ チィニョ)	新入会員研修委員会ほか 常任理事・研修講師・ 配属先講師
12/7 (土)	9:00 ~ 12:00 (3時間)	司法書士基礎講座 不動産登記・立会の実務	講師：東歩会員・ 黒澤祐太会員・ 武内純一会員
	13:00 ~ 16:00 (3時間)	司法書士基礎講座 不動産登記・相続編 ~ 課題検討	講師：閑野強会員
12/14 (土)	13:00 ~ 14:30 (1.5時間)	司法書士基礎講座 周辺知識編(税金) ~ 課題検討	講師：植村仁会員・ 山口諒太会員
	15:00 ~ 17:30 (2.5時間)	司法書士基礎講座 周辺知識編(土地法・関連土業) ~ 課題検討	講師：平田充会員
12/21 (土)	9:30 ~ 12:00 (2.5時間)	司法書士基礎講座 会社法・商業登記編	講師：伊藤真一会員・ 石原秀一会員

令和元年 12/17(火)~1/2(木)	令和2年	中央新人研修・前期 通信研修方式。日時は視聴期間	
1/11(土)~19(日)		関東ブロック新人研修 (第一生命東戸塚教育センター)	
1/21(火)~23(木)		中央新人研修・後期 (渋谷・フォーラムエイト)	
1/25(土)~3/1(日)		特別研修	
3/14 (土)	13:00 ~15:45 (2.75時間)	会則、その他の規定等 (倫理研修)	講師：会則規定等整備委員会・ 板倉真副会長・ 伊藤真一総務部長
	16:00 ~17:30 (1.5時間)	ADR研修(基礎編)	講師：ADR運営委員会
3/18 (水)	18:30 ~20:00 (1.5時間)	ミニガイダンス (会の組織の説明、五団体)	佐藤事務局長・ 五団体担当者
3/20 (金・祝)	13:00 ~15:00 (2時間)	成年後見制度の基礎と実践	講師：リーガルサポート群馬
	15:00 ~16:00 (1時間)	- 1 相談部の活動について(相談 会の説明並びに相談時の対応に ついて) - 2 法律扶助の活用について	講師：相談部(法テラス)
	16:00 ~17:00 (1時間)	裁判業務(簡裁代理権の活用) 並びに財産管理業務の推進につ いて	講師：業務拡充委員会
3/28 (土)	13:00 ~17:00 (4時間)	- 1 司法書士による消費者問題 (債務整理・裁判業務)の実務 ~課題検討 - 2 生活困窮者及び社会的弱者 等の権利擁護のための活動につ いて	講師：市民の権利委員会
	17:30	閉講式・ 慰労会は中止	新入会員研修委員会・当日講師 西川正会長・板垣大祐研修部長

< 配属研修 >

次のとおり配属研修を実施した。

〔期間〕

前期 令和元年12月2日から令和2年1月10日まで

後期 令和2年3月2日から令和2年3月31日まで

〔配属〕

新入会員	配属先指導員	新入会員	配属先指導員
鈴木 望	平田充会員	塚越久司	櫻井裕会員
永田留美	瀬戸基寛会員	八木泉樹	小林悟会員
樋口浩史	司法書士〆〆東 Registration		

〔関ブロ新人研修委員会〕

委員長 高橋昭安

委員 平田充、板垣大祐、瀬戸基寛、堀川寛人、関口英典、清水龍太郎、富沢靖司、堀本高史、岩沼良亮

関東ブロック司法書士会協議会新人研修会において、例年同様、群馬会が「立会いの実務」及び「本人確認について」(いずれも令和2年1月12日(日))を担当した。

「立会いの実務」の発表者は、富沢靖司会員、清水龍太郎会員、堀本高史会員、関口英典会員で行い、「本人確認について」の発表者は瀬戸基寛会員で行った。

【支部】

1 中央支部 支部長 岡田直彦

平成31年

- 4 . 5 幹事会 定時総会の件 司法書士会別館（参加者13名）
- 4 . 1 2 前橋市役所 無料登記相談会 5件（相談員 松本敦・中川順毅）
- 4 . 1 9 中央支部定時総会 司法書士会別館（出席45名、委任状24名）
- 4 . 1 9 支部研修 題名 相続法改正 講師 小曾根広行・吉岡誠
懇親会 カクツチ

令和元年

- 5 . 1 0 前橋市役所 無料登記相談会 8件（相談員 伊藤真一・板倉真）
- 5 . 3 0 第1回支部長会 県下一斉無料法律相談の件、研修会の件 ほか
司法書士会別館（支部長）
- 6 . 4 前橋市役所 無料登記相談会（相談員 松本敦・大塚正）
- 6 . 1 7 幹事会 事業執行の件 参加者16名 司法書士会別館
- 6 . 2 9 相続に関する無料相談会 前橋地方法務局主催
前橋前橋地方合同庁舎（相談員 閑野強・岡田直彦）
- 7 . 1 2 前橋市役所 無料登記相談会 6件（相談員 吉田幸男・後藤亮）
- 8 . 9 前橋市役所 無料登記相談会（相談員 松本敦・佐藤勇輝）
- 8 . 2 支部研修会 題名 「犯罪収益移転防止法での記録の付け方(簡易版)」
講師 伊藤真一参加者 30名
暑気払い(懇親会) ラ・カンティーナ 参加者 19名
- 8 . 2 4 県下一斉司法書士相談会 渋川市中央公民館 4件
(相談員 藤井俊彦・羽鳥智充・齋藤恵子・中川順毅・岡田直彦
大塚正・吉原亜矢・茂木徹・清水俊作・狩野豊宏)
- 9 . 1 3 前橋市役所 無料登記相談会(相談員 松本敦・閑野強)
- 1 0 . 1 前橋一日合同行政相談所 群馬県生涯学習センター
(相談員 樺澤元治・野口貴美男)
- 1 0 . 6 全国一斉!法務局休日相談所 前橋地方法務局主催
前橋地方合同庁舎
(相談員 土山幸男・金子博・狩野豊宏・小曾根広行・岩沼良堯)
- 1 0 . 6 親睦旅行「ラ・マンチャの男」観劇 帝国劇王ほか 参加者35名
- 1 0 . 2 4 渋川・北群馬一日合同行政相談所 吉岡町文化センター
(相談員 伊藤雅之)
- 1 0 . 1 1 前橋市役所 無料登記相談会 3件(相談員 齊藤真吾・野口貴美男)
- 1 1 . 8 前橋市役所 無料登記相談会(相談員 須藤有介・中川順毅)
- 1 2 . 5 非司調査 商業法人登記部門 前橋地方法務局
(午前:長谷川洋・閑野強・松田和雄・石原秀一・猪熊義一)
(午後:伊藤真一・岡務・岡田直彦・板倉真・野口貴美男)
- 1 2 . 6 支部研修会 題名 2019年 総復習(先例判例ほか実務情報)
講師 長谷川洋 参加者 21名

- 懇親会（忘年会） 喜和美家 参加者 15名
- 12.12 非司調査 商業法人登記部門 前橋地方法務局
（午前：長谷川洋・伊藤真一・後藤亮・齊藤真吾・岡田直彦）
- 12.13 前橋市役所 無料登記相談会 6件 （相談員 藤井俊彦・長谷川洋）

令和2年

- 1.10 前橋市役所 無料登記相談会 1件 （相談員 松本敦）
- 1.18 相続登記無料相談会 前橋地方法務局主催 前橋市総社公民館
（相談員 伊藤真一・岡田直彦）
- 1.19 相続登記無料相談会 前橋地方法務局主催 前橋市総社公民館
（相談員 藤井俊彦・中川順毅）
- 1.20 合同役員会 司法書士会別館（支部長）
- 2.14 前橋市役所 無料登記相談会（相談員 松本敦・後藤亮）
- 3.13 前橋市役所 無料登記相談会（相談員 松本敦・岡田直彦）
- 3.18 第2回支部長会 支部再編、県下一斉無料法律相談の件
研修会の件、他 司法書士会別館（支部長）

2 伊勢崎支部 支部長 五十嵐秀行

平成31年

- 4.1 伊勢崎支部役員会 境文化センター（役員）
- 4.11 伊勢崎市へ違反簡易広告物除却活動団体認定申請書を提出
代表を五十嵐秀行とし、その事務所を代表事務所とした（新代表）
- 4.12 伊勢崎支部会計監査（平成30年度支部長・会計・監査）
- 4.19 伊勢崎支部定時総会 ホテル天坊（出席11名、委任状25名）
土地家屋調査士会との合同懇親会 同上

令和元年

- 5.14 県下一斉無料法律相談会に関する広報誌掲載依頼
伊勢崎市と玉村町へ掲載依頼書の提出（清水紀英副支部長）
- 5.18 群馬司法書士政治連盟より五十嵐秀行を同連盟の支部長とする役員選任
- 5.28 伊勢崎佐波資産税連絡協議会 役員会 宅建伊勢崎支部（支部長）
- 5.30 第1回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）
- 6.15 内山雅夫会員 事務所移転
- 6.17 伊勢崎市茂呂第二土地区画整理組合からの要請を受け「区画整理地
筆自粛要請のご案内」を支部連絡網で通知（支部長）
- 6.21 伊勢崎佐波資産税連絡協議会 定期総会 ニューいづみ
懇親会 同上
（支部長、清水紀英副支部長、天田益弘会員）
- 6.24 「会則変更等に伴う報告義務に関するご案内」を支部連絡網で通知
（支部長）
- 6.25 伊勢崎支部の預金通帳の更新手続き アイオー信金北支店

- (支部長・前会計)
- 6 . 2 7 群馬司法書士会顧問の事務所からの要請に対する対応等(支部長)
 - 7 . 4 伊勢崎支部役員会 支部長事務所(役員)
 - 8 . 2 「伊勢崎市景観まちづくり賞の募集についてのご案内」を支部連絡網で通知(支部長)
 - 8 . 2 6 第1回 支部研修会 プラザ・アリア
「犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項等の確認、その確認記録の作成及び当該確認にかかる特定記録の作成等について」
講師 伊藤真一 会員(中央支部)(参加者12名)
 - 8 . 3 1 県下一斉無料法律相談会 伊勢崎商工会議所 21件(相談員10名)
 - 9 . 3 県下一斉無料法律相談会に関する補助金交付申請書の提出(支部長)
 - 10 . 5 行政書士・土地家屋調査士・司法書士による無料合同相談会
J A 佐波伊勢崎本店(連取町3096-1)
(司法書士会の相談員 支部長・阿久澤光洋副支部長・仲道宗弘会員・大木淳浩会員)
行政書士会・土地家屋調査士会との懇親会 グリーンパレス伊勢崎
 - 10 . 7 一日合同行政相談所へ相談員派遣 伊勢崎市民プラザ
(高橋徹会員・清水由妃会員)
 - 10 . 1 5 「被災状況報告書」提出の件を支部連絡網で通知 (支部長)
被災の報告は支部会員からはなかった
 - 10 . 1 6 伊勢崎佐波資産税連絡協議会 役員会 宅建伊勢崎支部(支部長)
 - 10 . 3 0 新顧問挨拶回り 大和勲県議事務所(支部長・清水紀英会員)
 - 11 . 1 3 伊勢崎地区納税表彰式 プラザ・アリア(支部長)
 - 11 . 1 9 伊勢崎佐波資産税連絡協議会 研修会 伊勢崎市民プラザ
第2回 支部研修会
1 - 国税査察官の仕事について・1 - 相続税・贈与税の基礎知識
2 - 軽減税率制度 2 - e-TAX 申告について
講師 出牛規子 氏(伊勢崎税務署 資産課税部門 国税調査官)
福島正幸 氏(同税務署 個人課税部門 個人課税第一統括官)
(参加者4名)
 - 11 . 2 9 佐藤勇輝会員 事務所移転により伊勢崎支部入会
 - 11 . 3 0 都丸ふみ子会員 退会

令和2年

- 1 . 1 4 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 プラザ・アリア
伊勢崎支部「新年祝賀会」(支部長)
- 1 . 2 0 群馬司法書士会合同役員会 群馬司法書士会別館(支部長)
- 1 . 2 3 平形金松会員 入会
- 2 . 2 7 伊勢崎市都市計画部都市計画課に伊勢崎市景観審議会の委員に天田益弘会員を推薦
- 3 . 9 前橋地方法務局伊勢崎支局長に令和2年度前橋地方法務局長表彰候補者

- (天田益弘会員・清水紀英会員)の推薦書・功績調書を提出
- 3.18 第2回支部長会 群馬司法書士会別館(支部長)
 - 3.23 第3回支部研修会 プラザ・アリア
「相続法改正と相続実務」
講師 森田裕一 会員(伊勢崎支部)(参加予定17名)
 - 3.31 伊勢崎支部役員会 支部長事務所(役員)

3 沼田支部 支部長 永井幸一

平成31年

- 4.19 沼田支部定時総会 沼田市中央公民館(出席10名)
懇親会 オロンチョ

令和元年

- 5.30 第1回支部長会 群馬司法書士会別館(支部長)
- 6.16 半田和也会員ご尊父様告別式 鶴川総合斎場(東京都町田市)
(遠方のため出席なし)
- 8.24 県下一斉司法書士相談会 利根沼田文化会館第1~第3会議室
3件(相談員5名)
- 12.4 非司法書士排除調査 沼田支局(出席者8名)
- 12.10 大坪雅会員通夜式 シティーホール沼田(支部長)

令和2年

- 1.20 群馬司法書士会合同役員会 群馬司法書士会別館(支部長)
- 3.18 第2回支部長会 群馬司法書士会別館(大島副支部長)

4 吾妻支部 支部長 松村宏志

平成31年

- 4.19 吾妻支部定時総会 ホテル中沢ヴィレッジ
土地家屋調査士会吾妻支部と合同懇親会

令和元年

- 5.18 群馬司法書士会平成31年度定時総会開催
- 5.30 第1回支部長会 群馬司法書士会別館(支部長)
- 6.10 第1回支部研修会 前橋地方法務局中之条支局
テーマ「法務局における遺言書の保管等に関する法律について 他」
講師 支局長 他(参加7名)
- 7.9 第2回支部研修会 ツインプラザ
テーマ「本格施行・相続法改正」 講師 支部長(参加7名)
- 8.24 県下一斉相談会 バイテック文化ホール
行政書士会吾妻支部・土地家屋調査士会吾妻支部と合同にて開催
- 8.24 第3回支部研修会 バイテック文化ホール

- テーマ「犯罪移転防止法に基づく...取引記録の作成について」
講師 伊藤真一会員（中央支部・DVD研修）（参加5名）
12. 6 支部忘年会 四万やまぐち館
土地家屋調査士会吾妻支部と合同にて開催（参加3名）

令和2年

1. 9 吾妻地域自殺対策連絡会議 吾妻保健福祉事務所（支部長欠席）
2. 10 前橋地方法務局主催相続登記説明・相談会（参加5名）
3. 18 第2回支部長会 司法書士会別館（支部長）

5 太田支部 支部長 塩ノ谷久男

平成31年

4. 16 太田支部定時総会

令和元年

5. 30 第1回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）
5. 30 荻野裕司会員 事務所移転届受理
6. 10 第1回支部役員会（年間行事の確認等）
7. 26 小暮稔会員黄綬褒章受賞祝賀会出席（塩ノ谷・高山の各会員）
8. 7 第1回太田支部研修会 大泉町文化むら
（犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項等の確認その他のDVD研修）
8. 31 県下一斉司法書士法律相談会 大泉町文化むら 相談9件（塩ノ
谷・田中・有坂・高山・天笠・荻野・北川・植村・佐藤・高橋
各会員）
9. 19 萩原正幸会員 業務廃止退会届受理
10. 28 太田一日合同行政相談所（天笠・荻野の各会員）
11. 6 第2回太田支部研修会 大泉町文化むら（不動産と税金のDVD研修）
11. 22 第2回支部役員会（支部研修会、非司調査の打合せ等）
12. 4 関東信越税理士会館林支部年末懇談会（塩ノ谷会員）
12. 19 非司調査 前橋地方法務局太田支局（調査員11名）

令和2年

2. 5 第3回太田支部研修会 大泉町文化むら
（改正民法と不動産登記法のDVD研修）
3. 5 第3回支部役員会 支部総会の打合せ等
3. 6 予定の太田市空き家等対策協議会（延期）
3. 10 平野一男会員・山田めぐみ会員を前橋地方法務局長表彰候補者とし
て推薦
3. 18 第2回支部長会 司法書士会別館（支部長）

6 桐生支部 支部長 阿部健

平成31年

- 4.16 行政書士会桐生支部総会 有志参加 職業訓練センター
- 4.19 桐生支部定時総会 支部研修会 新入会員歓迎会実施
美喜仁館桐生店

令和元年

- 5.30 第1回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）
- 6.14 桐生支部役員会 美喜仁館桐生店
- 7.23 行政書士会納涼祭 桐生プリオパレス（有志参加）
- 8.24 県下一斉相談会 桐生市立中央公民館
- 10.10 桐生・みどり一日合同行政相談会 市民文化会館
- 10.25 桐生支局打合わせ会 司法書士会桐生支部（有志参加）
調査士会桐生支部・桐生支局
- 10.27 行政書士なんでも無料相談会 桐生福祉センター（有志参加）
- 12.10 行政書士会桐生支部忘年会 桐生プリオパレス（有志参加）

令和2年

- 1.6 桐生支局に賀詞訪問（支部長）
- 1.20 合同役員会 群馬司法書士会別館
- 3.18 第2回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）
- 3.24 桐生支部役員会 美喜仁館桐生店

7 高崎支部 支部長 瀬戸基寛

平成31年

- 4.17 高崎支部定時総会、支部研修会〔エテルナ高崎〕
研修テーマ「相続法改正」
講師 司法書士 吉岡誠 会員（高崎支部）
司法書士 小曾根広行 会員（中央支部）

令和元年

- 5.30 第1回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）
- 7.29 高崎支部研修会 高崎市総合福祉センター
「犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項等の確認、その確認記録の作成及び当該確認にかかる取引記録の作成等について」(DVD研修)
講師 司法書士 伊藤真一 会員（中央支部）
- 8.24 県下一斉司法書士相談会 サンライフ高崎 25件

令和2年

- 3.18 第2回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）
〔高崎市役所無料相談〕
毎月（12月を除く）第4火曜日午後1時から4時まで、市民相談室にて毎回
2名の高崎支部会員が相談員となって開催

8 西毛支部 支部長 茂原玲子

平成31年

4. 6 西毛支部定時総会（出席18名、委任出席3名）

令和元年

5. 30 第1回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）

5. 31 富岡・甘楽一日合同行政相談所 富岡市生涯学習センター

6. 27 犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項の確認の確認記録の作成
及び当該確認にかかる取引記録の作成（DVD）

8. 24 県下一斉無料相談会 みかぼみらい館

8. 28 「犯罪収益移転防止法での記録の付け方」（伊藤会員）

11. 9 三土業合同無料相談会 富岡市生涯学習センター

令和2年

2. 13 高齢者・障害者困りごと無料相談会 富岡市生涯学習センター

3. 18 第2回支部長会 群馬司法書士会別館（支部長）

【綱紀調査委員会】

委員長 池末晋介

副委員長 米澤智子、林田幸一、岡住貞宏

委員 石川和美、関本雅弘、中川順毅、松本敦、宮前知光、齊藤真吾、笛木大哉
荻野裕司

外部委員 金光寛之（高崎経済大学教授）

1 調査事例の傾向

今年度の調査付託案件は全2件で、全て群馬司法書士会会長からの調査嘱託案件であった。

内訳は、2件ともに本人確認及び登記申請意思確認に関し疑義のあった案件であった。

2 調査方法

調査は、昨期と同様に、委員会を3グループに分け、調査付託順に担当グループにて調査に当たった。付託が出た段階で、担当グループを招集し調査の方向性を検討し、被調査会員の面談調査後、調査員報告書を作成した。調査員報告書及び事案に関する資料は事前に全委員に送付し、内容を把握した上で全体会議を開催し、調査内容及び違反行為の有無の判断の妥当性を、外部委員を含め審議及び決議した。

3 調査報告

本年度の調査付託案件1件については、調査を完了し、1件については調査中である。

綱紀調査委員会の全体会議の開催状況は、以下のとおりである。

第1回 令和元年 6月 6日 午後6時 司法書士会別館

第2回 令和元年 11月 11日 午後6時 司法書士会本館

被調査会員の面談調査を含め、グループ会議は計4回開催した。

4 会議等への出席

以下の日程にて、以下の会議等へ出席した。

- | | | | | |
|---|---------------|--------------|------|-------|
| 1 | 綱紀担当者向け研修会 | 令和元年 9月 9日 | 午後2時 | 日司連会館 |
| 2 | 司法書士法改正に伴う説明会 | 令和元年 12月 13日 | 午後1時 | 日司連会館 |
| 3 | 関東ブロック綱紀担当者会議 | 令和元年 11月 14日 | 午後2時 | 日司連会館 |

【懲戒意見検討小理事会】

議長 西川正

構成員 長谷川洋、小和田大輔、板倉真、伊藤真一、天田益弘、石橋修、茂木徹
中林和典、板垣大祐

参与 伊藤宣広（高崎経済大学教授）

1件、非違行為はあるが、処分不相当とする。

【注意勧告小理事会】

議長 伊藤真一

構成員 長谷川洋、小和田大輔、板倉真、天田益弘

1件、注意勧告を行わない旨決議

【紛議調停委員会】

委員 角田克也、平田充、藤井俊彦、大沢啓一、高橋昭安、石原広秋

本年度は取扱事件がなかった。